

多文化関係学会誌『多文化関係学』(Multicultural Relations) 投稿規程

制定 2003年3月7日

改定 2018年7月28日

(目的)

第1条 本学会誌は、多様な文化の相互作用およびその関係性を多面的かつ動的に捉え、多文化関係学の構築と発展に寄与する研究成果の公刊を目的とする。

(名称)

第2条 本学会誌の名称を、『多文化関係学』とする。またその英文名称を *Multicultural Relations* とする。

(投稿資格)

第3条 本学会誌に投稿・寄稿できる者は、次の通りとする。

- (1) 筆頭著者は、本学会の個人会員・学生会員に限る。但し、前年度年次大会時において会員資格を有し、論文採択時には当該年度の会費を納入している者に限る。
- (2) 共著者は本学会の会員と共同研究を行う者に限る。但し、共著者の2分の1は本学会員とする。
- (3) その他学会誌編集委員長が適当と認めた者。

(内容)

第4条 以下の4要件を満たす原稿の掲載を優先する。

- (1) 文化性の視点 文化の対比・比較にとどまらず、多様な文化の相互作用に研究対象を広げたもの。この場合の「文化」とは国家を単位としたものに限らない。
- (2) 関係性の視点 当該文化の属性や特徴を明らかにすることにとどまらず、文化間のダイナミックな関係性に焦点をあてたもの。
- (3) 超領域性の視点 当該領域のみの適用にとどまらず、広く諸領域にわたる視点と応用により、多文化関係学の構築と発展を示唆する研究成果が提示されているもの。
- (4) パラダイムシフトへの配慮 上記の3視点に加え、パラダイムシフトが学術研究全般に与える影響に留意しつつ研究成果が論じられているもの。

(研究の倫理性)

第5条 研究倫理上問題があると判断される原稿は掲載しない。研究倫理のガイドラインについては、日本心理学会発行の『サイコロジストのための倫理綱領および行動規範』を参照すること。なお、所属機関において「人を対象とする研究倫理審査」の申請を行うことを奨励する。

(重複投稿の禁止)

第6条 他媒体に未掲載または掲載予定のないものに限る。また、本学会誌への投稿と平行して他媒体へ重複投稿することはできない。審査後不採用となった原稿は、正式な通知の時点から他媒体への投稿・公刊が可能となる。

(投稿の種類)

第 7 条 投稿原稿の種類は以下の通りとする。

種類	内容	制限字数・語数
論文	独自の研究成果をまとめたもの。新たな知見が示されていること。質的・量的の別は問わないが、データに基づき研究結果が導かれている論文の掲載を優先する。	日本語：22000 字 英 語：11000 語
研究ノート	継続研究の中間報告、初期データに基づき得られた知見、事例研究、実践報告など、比較的短く速報性が求められる内容のもの。また、特定分野の研究を概観し、その動向を展望したものもこの種類に含める。	日本語：12000 字 英 語：6000 語

- 注 1) 図・表は、半ページ以下のもの 1 点につき 400 字、半ページ以上のもの 1 点につき 800 字に相当するものとして換算する。
 注 2) 制限字数に日本語・英語要旨(キーワード・論文題名・要旨)、文献一覧も含む。
 注 3) 制限字数・語数に関しては、学会誌編集委員会が特別に認めた場合はこの限りではない。
 注 4) 編集委員会の判定により、著者の了解を得た上で、原稿種類を変更することがある。

(原稿執筆)

第 8 条 原稿の執筆に関しては、別に定める「多文化関係学会学会誌『多文化関係学 (Multicultural Relations)』執筆要領」によるものとする。

(投稿手続き)

第 9 条 下記の投稿先に電子メールで word 添付ファイル(テキストファイル)として送付する。同時に、ハードコピーを 1 部送付する。なお、別紙にて著者全員に関し、学士・修士・博士各課程における出身大学と指導教員名の提出を求める。これは、利害関係のある者による査読を防ぐために必要な情報であり、その内容は委員会外秘とする。投稿者の学歴・指導教員は、当該論文の掲載可否の判断には何ら影響を及ぼさない。

なお、大学院生には、投稿に際し、本学会における口頭発表(年次大会、地区研究会、広域研究会)、あるいは、指導教員からの研究の意義を記したサポーティングレターおよび所定のチェックリストの添付を求める。

(発行回数・時期)

第 10 条 原則として年 1 回発行する。

(投稿締切)

第 11 条 投稿締切は毎年 4 月 30 日とする。

(審査)

第 12 条 学会誌編集委員長が 1 編につき最低 2 名の査読委員を選出し、その査読結果に基づき学会誌編集委員会において掲載の可否を決定する。審査の詳細に関する問い合わせには一切応じない。投稿原稿区分に関する最終決定は学会誌編集委員会が行う。なお、別に定める「多文化関係学会学会誌『多文化関係学 (Multicultural Relations)』執筆要領」に従わない投稿は不受理とし、審査の対象としない。

(1) 2 名の査読委員からの判定を受けて、次の表に示された判定基準に基づき、

査読		判定査読		再査読	
査読	手順	判定	手順	判定	手順
AA	採用。				
AB	修正後、編集委員が確認し、採用				
BB	修正後、編集委員が確認し、採用				
AC	修正後、Cの査読委員が再査読			B以上	再修正後、編集委員が確認し、採用
BC	修正後、Cの査読委員が再査読			B以上	再修正後、編集委員が確認し、採用
CC	修正後、Cの査読委員が再査読			B以上	再修正後、編集委員が確認し、採用
AD	判定査読	B以上	修正後、Dの査読委員が再査読	B以上	再修正後、編集委員が確認し、採用
BD	判定査読	B以上	修正後、Dの査読委員が再査読	B以上	再修正後、編集委員が確認し、採用
CD	不採用				
DD	不採用				

注1) 査読者によるB判定があっても、修正が不十分な場合は不採用となる場合がある。

(原稿の返却)

第13条 投稿された原稿は採否に関わらず原則として返却しない。何らかの事情により、審査結果を待たずに投稿を取り消したい場合には、所定の書式により申し出た上で、学会誌編集委員長の承認を得るものとする。

(原稿料)

第14条 特別な場合を除き、原稿料・執筆料等の支払いは行わない。

(特殊印刷等の費用)

第15条 図版・写真印刷、カラー印刷等により特別な印刷費用が発生する場合には、必要に応じて実費を徴収する。

(別刷り)

第16条 別刷りを希望する場合、筆頭著者に対し実費で頒布する(30部単位)。共著者が別刷りを希望する場合には、筆頭著者を通じて申し込むものとする。

(著作権および版権)

第17条 掲載された論文・記事の著作権は著者に、版権は当学会に属する。著者はまた、当学会による当該論文の電子化および公開(委託を含む)を承諾するものとする。本学会誌に掲載された論文・研究ノート等を他の出版物・媒体で公刊する場合には、あらかじめ文書により学会誌編集委員長の承認を得なければならない。

(冊子体版・オンライン版双方への掲載承諾)

第18条 本学会誌には冊子体版と電子媒体版の2形態がある。投稿にあたっては、2形態への掲載を承諾するものとする。

(規程の改廃)

第19条 この規定の改廃については、学会誌編集委員会の議を経て、委員長が原案を作成し理事会で審議するものとする。

(投稿・連絡先)

第20条 原稿の投稿先および連絡先は下記の通りである。

投稿先： email: jsmrsubmit@js-mr.org
〒594-1198 大阪府和泉市まなび野1-1
桃山学院大学 経営学部 金本伊津子研究室
多文化関係学会編集委員会

- 附則1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 附則2 この規程は、2005年6月26日から施行する。
- 附則3 この規程は、2007年6月17日から施行する。
- 附則4 この規程は、2008年3月16日から施行する。
- 附則5 この規程は、2009年3月14日から施行する。
- 附則6 この規程は、2011年5月7日から施行する。
- 附則7 この規定は、2011年11月20日から施行する。
- 附則8 この規定は、2012年12月8日から施行する。
- 附則9 この規定は、2013年12月21日から施行する。
- 附則10 この規定は、2014年12月20日から施行する。
- 附則11 この規定は、2016年12月17日から施行する。
- 附則12 この規定は、2017年12月17日から施行する。
- 附則13 この規定は、2018年7月28日から施行する。